

体験型旅行商品プロモーション業務(コト消費推進事業)委託仕様書

この仕様書は、久留米市(以下「本市」という。)が受託者に委託して実施する「体験型旅行商品プロモーション業務(コト消費推進事業)」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

体験型旅行商品プロモーション業務(コト消費推進事業)

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日(金)までとする

3 業務目的

「コト消費」と言われる体験型旅行商品を充実させるため、令和4年度に4本の体験プログラムを造成した。このような本市の体験プログラムを効果的にプロモーションすることで、久留米市の知名度、関心度を向上させるとともに、滞在時間の延長による旅行消費額の増加、インバウンド旅行者の更なる誘致促進を図ることを目的とする。

4 ターゲット

メインターゲットは台湾、香港及びタイ等の東アジア、東南アジアとする。

5 業務内容

事業の目的を達成するため、効果的かつ効率的な方法を総合的に提案し、実施すること。但し、以下の内容については、必ず業務内容に含むこと。

(1) 予約ウェブサイトへの誘導強化対策

①東アジア、東南アジア地域でよく活用されている情報メディア・サイトでの検索強化

②メンテナンスフリーのウェブサイト等を活用した、当該体験プログラム情報をまとめたランディングページの制作

【当該体験プログラム(別添参照)】

全国総本宮 水天宮

<https://widgets.bokun.io/online-sales/42606d50-036d-4619-8a8b-694dc6c09141/experience/744486>

肉の中津留

<https://widgets.bokun.io/online-sales/c82d0363-06a7-42c8-ac14-3808ab15fcae/experience/747810>

たけ屋うどん

<https://widgets.bokun.io/online-sales/956805a4-84fd-434e-98f1-015f000efe4c/experience/750966>

(2) SNSを活用した情報発信及び管理

- ① 1プログラムにつき10回以上の投稿を行うこと。
- ② 投稿する言語は、英語、中国語(繁体字)とするがそれ以外の言語を妨げるものではない。

(3) 情報発信力を高める企画の実施

- ① インフルエンサー(在住場所は問わない)の活用やキャンペーンの開催、デジタル広告などの企画を実施する。

(4) 上記施策による効果測定及び報告

- ① 事業終了時に活用した媒体とエンドユーザーの接触数など、数的根拠に基づき効果測定を含めた実施報告書を提出すること。

6 実績報告等

事業終了後は速やかに次の通り実績報告を行うこと。

(1) 成果品の提出

- ア 業務実績報告書
- イ 業務で制作した関係資料一式

(2) 納品

- ア 納品期限 令和6年3月22日(金)
- イ 納品場所 久留米市役所商工観光労働部観光・国際課内
- ウ 納品形式 紙媒体で2部及び電子データで納品すること

7 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、効率的かつ適正に実施されるように、委託業務を総括する制作責任者を置き、全ての工程における運営管理(各作業時の進捗状況の把握、本市への状況報告等)を徹底すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、本市と協議し決定すること。
- (3) 本業務に基づき作成される成果品(写真、著作権等)の著作権は、すべて本市に帰属し、本市が当該データの編集等の加工及び、インターネットのあらゆる媒体・手段による公開等の二次利用を行うことができることとする。
- (4) 成果品は、本市が認めた第三者が、本市の観光の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある

- (5) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (6) 本業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の瑕疵があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施及び成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。